

11月9日～15日は 秋季全国火災予防運動

『火は見てる あなたが離れる その時を』
 空気乾燥し、火災が発生しやすい季節となりました。

今年1月から9月末日までの火災件数は20件で、昨年の同時期より2件の増加となりました。

11月9日～15日は、秋季全国火災予防運動です。皆さんも、自分の家や地域を火災から守るため、火の取り扱いには、十分注意しましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

寝たばこは、絶対やめる。
 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

あなたに、お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

子どもたちが描いた防火ポスターを展示します

火災予防運動に合わせ、市内の小学校から防火ポスターを募ったところ、151点の応募があり、丹野智妃呂さん(泉小学校6年)が財団法人岐阜県消防設備保安協会長賞として県で表彰されました。

このほか、上位入賞作品を11月上旬より消防本部・市役所・南消防署などで巡回し、展示します。

丹野智妃呂さんの作品



詳しくは、市消防本部 ☎ 53 0123(へ)どうぞ。

きこえるよ 耳をすませば 心のさけび

— 11月は児童虐待防止推進月間です —

そもそも児童虐待って何でしょうか・・・

いくら保護者が子どもをかわいと思いい、子どものためを思っていることであっても、子どもに有害ならば、それは「虐待」です。

虐待には、次の4種類があります。

身体的虐待「なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせるなど、体に傷を負わせたり、傷を負わせる恐れのある暴行を加えることです。

性的虐待「性的ないたずら、性的行為などのわいせつな行為を子どもにしたり、わいせつな行為を子どもにさせることです。

ネグレクト(子どもに必要な養育をしないこと)「子どもを家に閉じこめたり、学校へ行かせない、病気や傷をしても病院へ連れていかない、食事を作らず食べさせないなど、保護者として子どもをきちんと養育しないことです。

心理的虐待「子どもを言葉でおどしたり、無視したり、子どもの心に傷を与える言動をすることです。

こんなときはどうすればいいのでしょうか

虐待の疑いや心配を周囲の人が分かってくれない...

虐待は隠されていることが多いので、もしやという疑いは重要です。子どもたちを守るためにも、まず連絡相談という行動を起こしましょう。

守秘義務やプライバシーの侵害になりませんか...

公務員や医師などには職務上知り得た個人の秘密を守る義務があります。しかし、子どもの虐待を連絡する義務は、法律で守秘義務より優先されることが示されています。子どもを守る事が最優先で、違反に問われることはありません。

「虐待かも...」と感じたら迷わず連絡相談しましょう。

連絡先 土岐市役所児童課家庭児童相談室(内線166、FAX 547062)、東濃子ども相談センター(☎ 2311111・内線404・405、FAX 255077)

詳しくは、土岐市役所児童課家庭児童相談室へどうぞ。